

(設置)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき設置する佐世保市保健福祉審議会（以下「審議会」という。）について、法及び社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 審議会は、法第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項のほか、保健福祉に関し、市長が必要と認める事項（法令又は他の条例の規定により審議会以外の機関で調査審議することとされている事項を除く。）を調査審議できるものとする。

(委員)

第3条 審議会は、委員35人以内で組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長の職務を行う委員)

第5条 審議会の委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う。

(会議)

第6条 審議会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 臨時委員が調査審議する特別の事項について議事を開き、議決を行う場合には、当該臨時委員は、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第7条 審議会の専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。第5項において同じ。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

- 2 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員（民生委員審査専門分科会以外の専門分科会の場合は、委員及び臨時委員。第4項において同じ。）の互選によってこれを定める。
- 3 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。
- 4 専門分科会長に事故があるとき又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う。
- 5 審議会は、専門分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。
- 6 専門分科会の会議は、前条の規定を準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長」と読み替えるものとする。

（審査部会）

第8条 社会福祉法施行令第3条第1項の規定により身体障害者福祉専門分科会に設けられる審査部会に、部会長を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。

- 2 部会長は、その事務を掌理する。
- 3 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員が、その職務を行う。
- 4 審査部会の会議は、第6条の規定を準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「審査部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

（意見の聴取等）

第9条 審議会、専門分科会及び審査部会は、必要に応じ委員以外の者に、会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第10条 審議会の庶務は、保健福祉部保健福祉政策課において処理する。

- 2 専門分科会及び審査部会の庶務は、当該専門分科会及び審査部会の関係課において処理する。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 審議会の委員の任命に関し必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(佐世保市保健・医療・福祉審議会条例の廃止)

- 3 佐世保市保健・医療・福祉審議会条例（平成8年条例第22号）は、廃止する。

(佐世保市附属機関設置条例の一部改正)

- 4 佐世保市附属機関設置条例（平成8年条例第18号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)